

**【臨時休業のお知らせ】**

確定申告業務完了につき、3月14日(火)  
は臨時休業とさせていただきます。

TEL 043-241-6121

FAX 043-243-3430

URL <http://www.osmk-ohb.co.jp>

令和5年3月1日

代表社員 石田 洋 祐

花粉症の方には辛いシーズンがやってきました。関東地方の花粉のピークはスギ花粉が2月下旬から3月下旬まで続き、その後ヒノキ花粉が4月下旬まで続くようです。私は毎年発症はせず、何となくくしゃみや鼻、のどの痛みがある程度ですが、毎シーズン本格的に花粉症になってしまうのではないかとヒヤヒヤしています。

**●改正される暦年贈与の対策は？**

まず、暦年贈与の税制改正についてあらためてポイントを見ます。

**◆生前贈与 令和5年度改正ポイント**

暦年課税	生前贈与の加算対象期間の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容→生前贈与の相続財産への加算期間を相続開始前7年間とする。(現行3年)延長した期間(4年)に贈与した財産の価額から100万円控除する。</li> <li>・適用開始→令和6年分の贈与から</li> </ul>
------	----------------	--

相続が発生した場合、その亡くなった方の財産を相続した場合、相続税がかかります。そのため、相続税がかかる前の生前に贈与して相続財産を減らしてしまえば節税に繋がりますが、相続税法ではこの対応策として、死亡前3年間の贈与は相続財産に持ち戻して(相続財産に加えて)相続税をかけることとしていました。これが3年だったものが7年遡ることとなったのです。

これまで、贈与税の基礎控除(110万円)以内で贈与し、3年たてば無税で財産の移転が済んでいたものが7年かかるということになり、相続税の課税強化につながります。事務負担を考慮して伸びた期間分の課税財産から100万円は控除することになってはいますが、インパクトのある増税となっています。

## ◆対策は？

7年も遡って相続財産に足し戻さなければならぬため、その管理負担もありますので、それも考えれば大きな負担ですが、その分長いスパンで対策を考えなければなりません。以下に対策を例示しますのでご参考にしてください。

### 【対 策】

#### ① 長い期間で計画的な贈与を

長い期間で贈与のプランを立てることで計画的な節税を検討する。

#### ② 孫への贈与は生前贈与加算の対象外

お孫さんが相続で財産を取得しなければ生前贈与加算の対象外であるため、お孫さんへの贈与はこの改正の対象外。（相続財産には保険金も含むのでご注意）

#### ③ 生命保険金の非課税の活用

生命保険金は法定相続人の数1人あたり500万円の非課税枠がありますので積極的にこれを活用。非課税の対象者は相続人に限りますので対象者に注意が必要です。

#### ④ 改正された相続時精算課税の活用

改正後の相続時精算課税は毎年110万円の非課税枠が新設され、この110万円は相続財産に持ち戻さないとのこと。相続時精算課税を適用すると、適用後に贈与した財産を全部相続財産に持ち戻さなければなりませんが、110万円の控除枠はそのまま非課税枠として生きてくるので、場合によっては利用可能です。